

## 返戻金制度について

有限会社エイチアドオフィス の紹介により採用決定した者が、自己都合または申込者の就業規則に基づき短期退職した場合には、申込者より受領したサービス料のうち以下の割合で計算された金額を申込者に払い戻すこととします。

- ・入社後 1 週間未満で退職した場合 紹介手数料の 90%
- ・1 か月未満で退職した場合 紹介手数料の 70%
- ・3 か月未満で退職した場合 紹介手数料の 50%
- ・3 か月以降の退職 返金なし